

市政情報

コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスの各種証明書交付手数料は、4月1日から1通200円に変わります。また、料金改定に伴うシステム休止日についてお知らせします。

取得できる証明書	手数料	取扱時間
住民票の写し	1通200円 (令和7年3月31日まで100円)	午前6時30分～午後11時
住民票記載事項証明書		
印鑑登録証明書		
所得証明書		
住民税決定証明書		

料金改定に伴うシステム休止日

3月12日(水)午後1時まで、3月31日(月)午後8時以降

利用できる人

発行日現在で東松山市に住民登録があり、有効期限内の利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの人

利用できる店舗

マルチコピー機(キオスク端末)を設置している全国のコンビニエンスストア等
※取扱時間内でも、システムメンテナンス等により臨時休止する場合があります。

※ご利用の際には、利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)の入力が必要です。利用者証明用電子証明書の有効期限が過ぎている場合は、市民課窓口で更新の手続きをお願いします。パスワードが分からない場合は、市民課窓口又はコンビニエンスストアで、パスワードの初期化や再設定をする必要があります。

コンビニエンスストアでのパスワードの初期化・再設定方法



J-LIS HP

市民課
☎21-1402 ☎23-2234

簡易専用水道の法定検査の受検

ビル、マンション等に設けられた受水槽(タンク)などの給水装置は、「簡易専用水道」として水道法の適用を受けるものがあります。

簡易専用水道の設置者は年1回以上の法定検査を受検することが法律で義務付けられています。法定検査は、給水施設の清掃や保守点検が定期的に行われ、適切な管理がされているか確認する検査です。

法定検査を実施していない設置者は、登録検査機関に連絡し、検査の手続きをしてください。

環境政策課
☎63-5006
☎23-7700



県HP

相続登記の申請が義務になりました

令和6年4月1日から、相続により不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

なお、相続登記の申請の義務化は、令和6年4月1日より前に亡くなった方の相続についても対象になります。

正当な理由がなく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科される可能性があります。

さいたま地方法務局東松山支局
☎22-0379 (音声案内「2」番)

パスポート申請が変わります

3月24日(月)以降にパスポートを申請する場合は、以下の点が変更となります。

新規申請のオンライン申請受付開始

現在、オンライン申請は切替申請のみ受付を行っていますが、新規申請の受付も開始します。また、新規の申請について、3月24日(月)以降にオンライン申請をする場合は、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)の提出を原則省略できるようになります(窓口での書面による申請には引き続き戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)の提出が必要です)。

※オンライン申請は、有効な署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書が搭載されているマイナンバーカードをお持ちの人のみ行うことができます(暗証番号の入力が必要です)。

埼玉県手数料の改正

3月24日(月)申請分から県手数料が下記のとおり変わります。

種類	区分	国手数料	県手数料	合計
10年有効旅券	書面申請	14,000円	2,300円	16,300円
	オンライン申請		1,900円	15,900円
5年有効旅券	書面申請	9,000円	2,300円	11,300円
	オンライン申請		1,900円	10,900円

発給までの日数

3月24日(月)以降、国立印刷局において偽造・変造対策を強化したパスポートを作成するため、申請から交付まで11日間(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)かかります。

※海外旅行や海外出張を予定されている人は、早めにパスポートを申請してください。

東松山パスポートセンター ☎63-5000 ☎23-2234
埼玉県パスポートセンター
☎048-647-4040 ☎048-647-4076



県HP

法務局に預けて安心！便利！自筆証書遺言書保管制度

自筆証書遺言書を作成した本人が、法務局に遺言書の保管を申請できる制度です。

本制度は、遺言書の紛失・改ざん等を防止でき、家庭裁判所の検認手続は不要であり、相続人等への通知制度もあります。

さいたま地方法務局東松山支局
☎22-0379 (音声案内「3」番)

育児・介護休業法が改正されます

「育児・介護休業法」が本年4月1日から段階的に施行されます。この改正は主に以下を目的としています。

- ・子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充
- ・介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

埼玉労働局雇用環境
均等部指導課
☎048-600-6269



埼玉労働局HP

さくらねこ無料不妊手術事業

公益財団法人どうぶつ基金の協力を得て、市が窓口となり飼い主のいない猫に対し不妊・去勢手術を受けさせる人に無料チケットを交付しています。

対象はTNR活動を行う市民(個人、ボランティア団体など)で、どうぶつ基金の協力病院で手術することが要件となります。

※チケットは飼い猫・保護猫には使用できません。

環境政策課
☎63-5006
☎23-7700



市HP



相続等で農地の権利を取得したときは届出が必要です

相続等で農地の権利を取得した場合、農地法により、その農地を管轄する農業委員会へ届け出ることが義務付けられています。

相続(遺産分割・包括遺贈又は相続人に対する特定遺贈を含む)、法人の合併・分割、時効などの事由により、農地法の許可を受けることなく農地の権利を取得した場合

届出期間

権利を取得したことを知った日からおおむね10か月以内に届け出してください。

この届出は、権利取得の効力を発生させるものではありません。また、所有権移転登記は、別途手続きが必要です。

農業委員会事務局
☎21-1433
☎23-7700



市HP

引越し時の粗大ごみは早めに処理しましょう

家庭粗大ごみを処分する際には、クリーンセンター(可燃物)又は西本宿不燃物等埋立地(可燃物以外)に直接持ち込む方法と有料戸別収集があります。

直接持ち込む方法

受付日時	粗大ごみの種類と持ち込み先	
	クリーンセンター(神戸)	西本宿不燃物等埋立地(西本宿)
平日 午前8時30分～午後4時	可燃粗大ごみ	不燃粗大ごみ
第2日曜日 午前9時～正午		可燃粗大ごみ・不燃粗大ごみ

※土・日曜日、祝日はお休みです。

運転免許証等による住所確認を行います。

処理手数料(家庭ごみ)10kgにつき25円(ただし、計量器の表示で1回の持ち込みが40kgまでは無料)

粗大ごみ戸別収集(有料)

廃棄物対策課又は市民活動センター窓口での事前申請が必要です。毎月2回とりまとめ、15日までの前半分は同月下旬、16日から月末までの後半分は翌月上

旬の指定日に自宅まで収集に伺います。指定日の朝8時30分までに1階の屋外に出しておいてください。半月ごとに5点まで申請できます。

なお、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫含む)、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機など市で処分できないものもあります。

※電話や郵送等での申請はできません。

「リユース(再利用)」の検討を

処分する前に「リユース(再利用)」を検討してください。処分費用や搬出の手間を軽減できる可能性があります。また、市では株式会社マーケットエンタープライズと連携協定を締結し、リユースプラットフォーム「おいくら」を通じたリユース(再利用)の推進を行っています。

廃棄物対策課

☎21-1401 ☎23-7700
クリーンセンター
☎34-5550 ☎34-5125



市HP